明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（一）　二
〔政　令〕
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一）　三
○平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の施行期日を定める政令（二）　四
○平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（三）　七
〔省　令〕
○住民基本台帳法施行規則等の一部を改正する省令（総務六）　一七
○住民基本台帳法施行令第三十条の三十及び出入国管理及び難民認定法施行令第八条第三項に規定する通知の方法を定める省令の一部を改正する省令（総務・法務一）　二〇
○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（財務二）　二二
○平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行規則（経済産業三）　二三
〔告　示〕
○公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件（内閣府五）　二九
○平成三十一年総務省告示第百七十九号に適合する都道府県、市町村又は特別区を指定する件（総務一六）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
阪神高速道路株式会社参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　七
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　七
会社その他
会社決算公告　八二

本号で公布された法令のあらまし

◇国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（法律第一号）（総務省）

一　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正関係

1　選挙等の執行状況を踏まえた規定の新設等

㈠　閉鎖時刻の繰上げ等を行った投票所に係る減算規定を設けることとした。（第四条第三項及び第七項関係）

㈡　投票所及び開票所の事務を行うための設備の整備等に係る加算規定を設けることとした。（第四条第一六項及び第一七項、第四条の二第五項並びに第五条第一七項及び第一八項関係）

2　投票所経費等の基準額の改定

最近における物価の変動及び公務員給与の改定等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額について、その積算基礎である超過勤務手当費等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定することとした。（第四条～第九条、第一三条～第一五条及び第一七条関係）

3　公職選挙法の一部改正に伴う規定の整備

二の3に伴い、事務費の基準額を改定することとした。（第一三条関係）

二　公職選挙法の一部改正関係

1　投票管理者及び投票立会人の選任要件の緩和

市町村の選挙管理委員会は、投票管理者及び投票立会人を、選挙権を有する者の中から選任するものとした。（第三七条第二項及び第六項並びに第三八条第一項及び第二項関係）

2　開票立会人の選任に係る規定の整備

㈠　公職の候補者等は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から開票立会人を届け出ることができるものとした。（第六二条第一項関係）

㈡　都道府県の選挙管理委員会が公職選挙法（昭和二五年法律第一〇〇号）第一八条第二項の規定により市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を選挙の期日前二日から選挙の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を選挙の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人以上一〇人以下の開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならないものとした。（第六二条第八項関係）

3　選挙公報の掲載文の電磁的記録による提出

選挙公報の掲載文を電磁的記録により提出することを可能とすることとした。（第一六八条第一項～第三項関係）

三　施行期日等

1　一の1及び一の2による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二五年法律第一七九号）（以下「新基準法」という。）の規定（新基準法第一三条の三の規定を除く。）は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙等について適用するものとした。（附則第二条第一項関係）

2　新基準法第一三条の三の規定は、公職選挙法第三〇条の三第一項に規定する申請の時の属する日が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請について適用するものとした。（附則第二条第二項関係）

3　一の3による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定及び二による改正後の公職選挙法の規定は、4のただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙等について適用するものとした。（附則第二条第三項関係）

4　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、一の3及び二については平成三一年六月一日から施行するものとした。